

# J E A S 認定業務監査規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、工業会 日本万引防止システム協会（以下「本協会」という。）が、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第47条第1項の規定に基づき、実施する認定業務（個人情報保護委員会から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務をいう。以下同じ。）について、常に公正不偏な態度を保持しているか、客観的な視点で確認及び必要な改善を図るための監査（以下「認定業務監査」という。）について、必要事項を規定する。

### (認定業務監査責任者及び認定業務監査担当者)

第2条 認定業務監査責任者（以下「監査責任者」という。）は本協会の監事がこれにあたるものとする。

2 監査責任者は認定業務監査（以下「監査」という。）業務を補佐させるために、認定業務監査担当者（以下「監査担当者」という。）を指名することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、監査担当者に指名してはならない。

- 一 本協会の認定業務に関わっている者
- 二 禁固以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- 三 個人情報保護法第58条第1項の規定により認定を取り消された法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から2年を経過しない者
- 四 対象事業者の役員である者、又は役員でなくなった日から2年を経過していない者

## 第2章 監査の実施及び対象

### (監査の実施)

第3条 原則として、毎年度1回、監査を実施するものとする。

2 その他必要に応じて、臨時に監査を実施することができる。

### (監査の対象)

第4条 監査は次の各号を対象とする。

- 一 本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関して解決の申出がなされた苦情の取り扱いが、JEAS 苦情処理規則に則っているか

- 二 対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を達成するために必要とされる業務である研修業務が、JEAS 研修業務等規則（以下「研修業務等規則」という。）に則っているか
- 三 対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を達成するために必要とされる業務である情報の提供業務が、研修業務等規則に則っているか
- 四 対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を達成するために必要とされる業務であるその他必要な業務が、研修業務等規則に則っているか
- 五 認定業務全体を担当する者の育成に係る研修の立案等が、JEAS 認定個人情報保護団体業務実施規程（以下「認定団体業務実施規程」という。）に則っているか
- 六 対象事業者の登録、抹消、取り消し及び公表の手続きが、認定団体業務実施規程に則っているか
- 七 その他認定業務が適正かつ的確に実施されているかについて、客観的な視点で確認及び必要な改善を図るためのもの

### 第3章 権限

（監査責任者及び監査担当者の権限）

第5条 監査責任者及び監査担当者の権限は次の各号に掲げるものとする。

- 一 監査の対象となった業務を所管する部門（以下「監査対象部門」という。）の関係者に対し、監査に必要な資料の提出及び説明を求めること
- 二 監査対象部門の関係者に対し、その他監査に必要な要求をすること

### 第4章 責務

（監査責任者及び監査担当者の責務）

第6条 監査責任者及び監査担当者の責務は次の各号に掲げるものとする。

- 一 本協会の認定業務が常に公正不偏な態度を保持しているか、客観的な視点で確認及び必要な改善を図るような監査を常に公正不偏な態度を保持し、実施しなければならない。
- 二 職務上知り得た情報を、監査業務の用に供する以外に利用してはならない

（監査対象部門の責務）

第7条 監査対象部門の責務は次の各号に掲げるものとする。

- 一 監査対象部門は監査が円滑に実施されるように、必要な協力をしなければならない。
- 二 監査対象部門は監査の結果等を受け、必要な改善を行ない、改善計画等を報告しなければならない。

## 第5章 雑則

### (監査計画)

第8条 原則として、監査責任者は当該年度の監査計画を事前に作成しなければならない。ただし、臨時に監査の実施が必要な場合であって、急を要する際はこの限りでない。

### (監査の通知)

第9条 原則として、監査責任者は監査を実施するときは、事前に監査対象部門の長にその旨を通知しなければならない。

### (監査結果報告及び改善計画)

第10条 監査終了後、速やかに監査責任者は発生した問題の原因を分析し、その内容を認定業務監査報告書（以下「監査報告書」という。）としてまとめ、監査対象部門の長に通知しなければならない。

2 監査対象部門の長は、前項の監査報告書を受領後、速やかに問題点の改善計画を記載した改善計画報告書を作成し、監査責任者の承認を得なければならない。

3 監査責任者は、前項の承認後、その旨を速やかに監査対象部門の長に通知するものとする。ただし、重要な事項については、理事会の決議を得たうえで、監査対象部門の長に通知しなければならない。

## 第6章 改廃

### (本規則の改廃)

#### 第11条

本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

### 附則

この規程は、本協会が個人情報保護法第47条第1項の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定を受けた日（令和2年9月30日）から施行する。

制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
令和2年9月18日	制定	令和2年9月30日